

平成17年10月5日制定
平成19年11月 1日一部改定
平成20年11月27日一部改定

社団法人 日本アレルギー学会 学術大会会長選任細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本アレルギー学会(以下、「この法人」という)の学術大会細則第2条の規定に基づき、学術大会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(種別)

第2条 学術大会会長は、秋季学術大会と春季臨床大会について各1名ずつ選出する。

(選挙)

第3条 学術大会会長は、この法人の社員による選挙で選出する。

(選挙の時期)

第4条 当該学術大会開催の3年前の通常総会で実施する。

(選挙人)

第5条 この選挙の選挙人は、社員とする。

(被選挙人)

第6条 この選挙の被選挙人は理事および代議員とし、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 役員歴保有者、又は5期以上の代議員歴保有者であること
- (2) 春季臨床大会・秋季学術大会会長に就任した経歴がないこと
- (3) 所属する地区と専門科が、選任する学術大会前年の会長と同一である場合には、原則として候補者となることができない。
- (4) この選挙が実施される年度の3月31日に65歳未満であること

(立候補)

第7条 学術大会会長候補者になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届(学術大会会長選挙候補者の氏名、所属する施設名、生年月日)
- (2) この法人の理事2名からの推薦書
- (3) 履歴書・学会役員履歴
- (4) 学術大会開催に対する所信(800字程度)

(立候補者の公示)

第8条 理事会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙人に公示しなければならない。

(候補者の推薦)

第9条 立候補届出期間内に複数の立候補の無い場合、理事会は第6条の資格を全て満たす者の中から本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。

(選挙方法)

第10条 この選挙は、上記通常総会出席者（委任状提出者を含めない）による単記無記名投票とする。

(開票)

第11条 開票は、総会議長が指名する社員2名、監事を立会人として総会場隣接の所定の場所で行う。

2 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。

(当選者)

第12条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得票した者がいないときは、以下により決定する。

2 得票数の上位2名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。なお得票数が同数の時は、総会議長の抽選により決定する。

(当選者の公示)

第13条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は総会に報告しなければならない。

2 学術大会会長選出結果は総会議事録に記載し、学会誌にて公告する。

(細則の変更)

第14条 この細則は、理事会の議を経て、総会の承認を受けなければ変更することができない。

附 則

1 この細則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日（平成17年10月5日）から施行する。

2 この法人設立時に日本アレルギー学会学術大会会長に就任している者は、この法人の学術大会会長に就任するものとする。

3 この細則第6条第1号にいう代議員歴には日本アレルギー学会評議員歴を含むものとする。

4 この細則第7条第3号にいう役員歴には、日本アレルギー学会での役員歴を含むものとする。